

7 年市長提出第 3 6 号議案

令和 7 年 度

瀬戸市下水道事業会計予算

令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度瀬戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|--------------------------|--------------|
| (1) 接 続 戸 数 | 37,400 戸 | |
| (2) 年間総処理水量 | 9,221,000 m ³ | |
| (3) 一日平均処理水量 | 25,263 m ³ | |
| (4) 主要な建設事業 | 建設改良事業 | 3,547,704 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	2,520,521 千円
第1項	営 業 収 益	1,358,534 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,161,984 千円
第3項	特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	2,365,456 千円
第1項	営 業 費 用	2,234,453 千円
第2項	営 業 外 費 用	126,000 千円
第3項	特 別 損 失	3 千円
第4項	予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 444,904千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 174,877千円、過年度分損益勘定留保資金 269,027千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,798,241 千円
第1項	企 業 債	2,084,100 千円
第2項	他 会 計 出 資 金	248,786 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	204,782 千円
第4項	補 助 金	1,193,960 千円
第5項	負 担 金 等	66,611 千円
第6項	固定資産売却代金	1 千円
第7項	その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,242,145 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,547,704 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	693,341 千円
第3項	その他資本的支出	100 千円
第4項	予 備 費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
浄化センター運転管理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	千円 1,290,883
西部浄化センター電気設備整備	令和8年度	450,000
水野浄化センター電気設備整備	令和8年度	365,530

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 建 設 事 業	千円 2,084,100	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該利率 見直し後の利 率)	公的資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者との協 定によるもので償還する。 ただし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還 し、又は低利債に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第9条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 139,077千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
332,146千円である。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之